

電力・ガスシステム改革について

平成26年2月18日

近畿経済産業局
資源エネルギー環境部 エネルギー対策課

中村 秀樹

Ministry of Economy, Trade and Industry

Kansai Bureau of Economy, Trade and Industry

Energy Policy Division

電力システム改革の概要

Ministry of Economy, Trade and Industry

Kansai Bureau of Economy, Trade and Industry

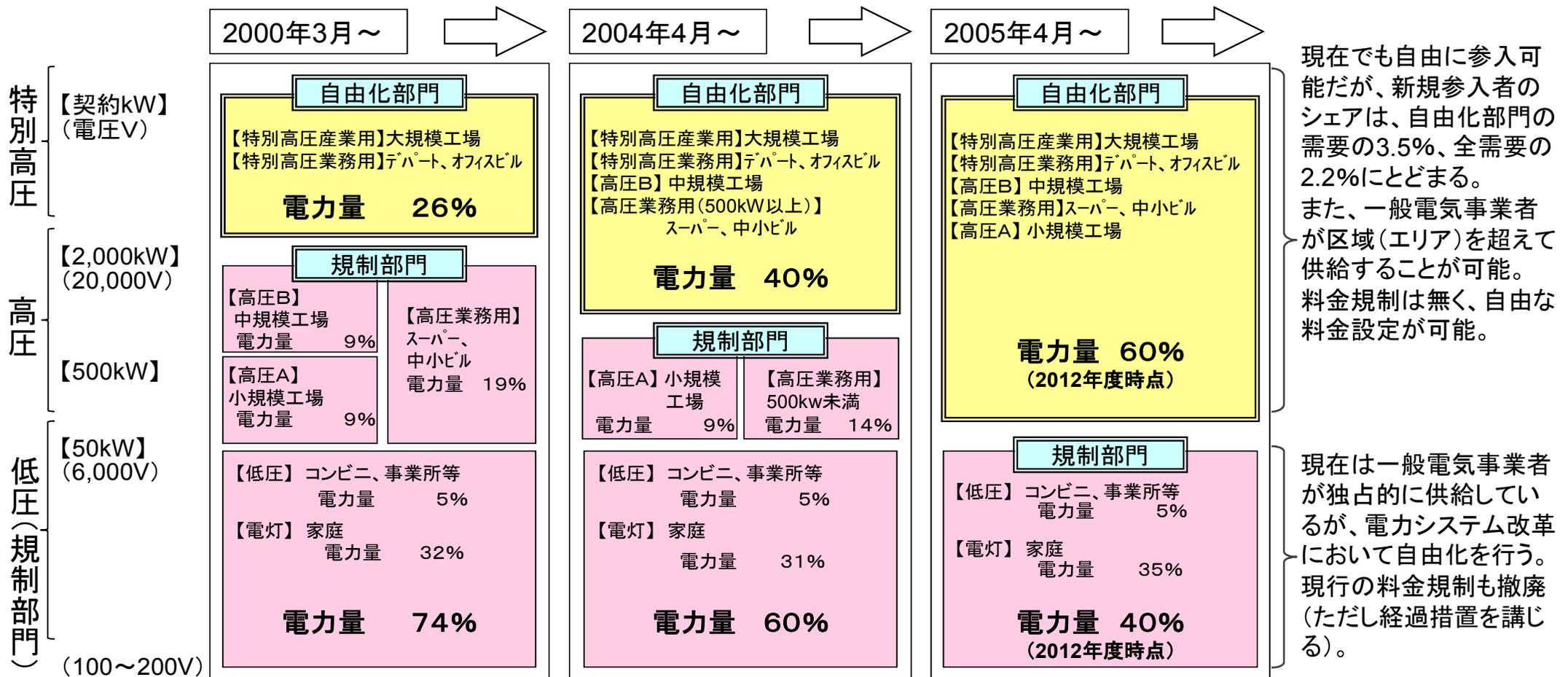
Energy Policy Division

総合資源エネルギー調査会 基本政策分科会 電力システム改革小委員会 制度設計ワーキンググループ開催経緯

回数	開催日	議題
1回	H25.8.2	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 広域的運営推進機関の業務及び組織・運営について ◆ 卸電力市場の活性化に向けた取組状況について
2回	H25.9.19	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 小売全面自由化に係る詳細制度設計について ◆ 新たな供給力確保策について ◆ 小売自由化、送配電部門の一層の中立化に必要なルール整備 ◆ 自己託送制度の制度設計について
3回	H25.10.21	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 小売全面自由化に係る詳細制度設計について(2) ◆ 卸電力市場の活性化について ◆ 改革後の需給調整の仕組みについて ◆ 電力システム改革を通じた再生可能エネルギーの導入量拡大について ◆ 広域的運営推進機関の発足に向けた検討会の活動状況
4回	H25.12.9	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 広域的運営推進機関が整備すべき事項について ◆ 供給力・調整力確保について ◆ 卸電力市場の活性化について ◆ 沖縄地域に関する制度設計について ◆ 今後の検討作業について
5回	H25.1.20	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 広域的運営推進機関のルールについて ◆ 送配電部門の中立性確保について ◆ 卸市場の活性化について ◆ 供給力・調整力の確保について ◆ 一般電気事業者の資金調達について ◆ 再生可能エネルギーの固定価格買取制度について ◆ 広域的運営推進機関の発足に向けた検討状況について

電力自由化の動向

- 電力小売事業の自由化は、低圧受電の需要(家庭用等)を除く全ての需要に拡大。
- 具体的には、特別高圧または高圧受電で、契約電力が原則として50kW以上の需要が自由化対象とされ、その年間販売電力量は全体の6割。
- 低圧受電の需要(家庭用等)についても、平成28年(2016年)に自由化する予定。



(注) 沖縄電力の自由化の範囲は2万kW、6万V以上から、平成16年(2004年)4月に特別高圧需要家(原則2千kW以上)に拡大。

電力システム改革第1弾改正の内容①(全体像)

1. 「電力システムに関する改革方針」(平成25年(2013年)4月2日閣議決定)を踏まえ、電気事業法改正法(第1弾改正)が、平成25年(2013年)11月13日に成立(第185回臨時国会)。
2. 第1弾改正では、広域的運営推進機関の設立等と、第2段階(小売参入全面自由化)、第3段階(法的分離による送配電部門の中立性の一層の確保、小売料金の全面自由化)の実施時期・法案提出時期、留意事項を規定。

I. 電力システム改革の3つの目的

1. 安定供給の確保
2. 電気料金の最大限抑制
3. 需要家の選択肢、事業者の事業機会の拡大

II. 電力システム改革の3本柱

1. 広域系統運用の拡大
2. 小売及び発電の全面自由化
3. 法的分離の方式による送配電部門の中立性の一層の確保

III. 3段階の実施スケジュール

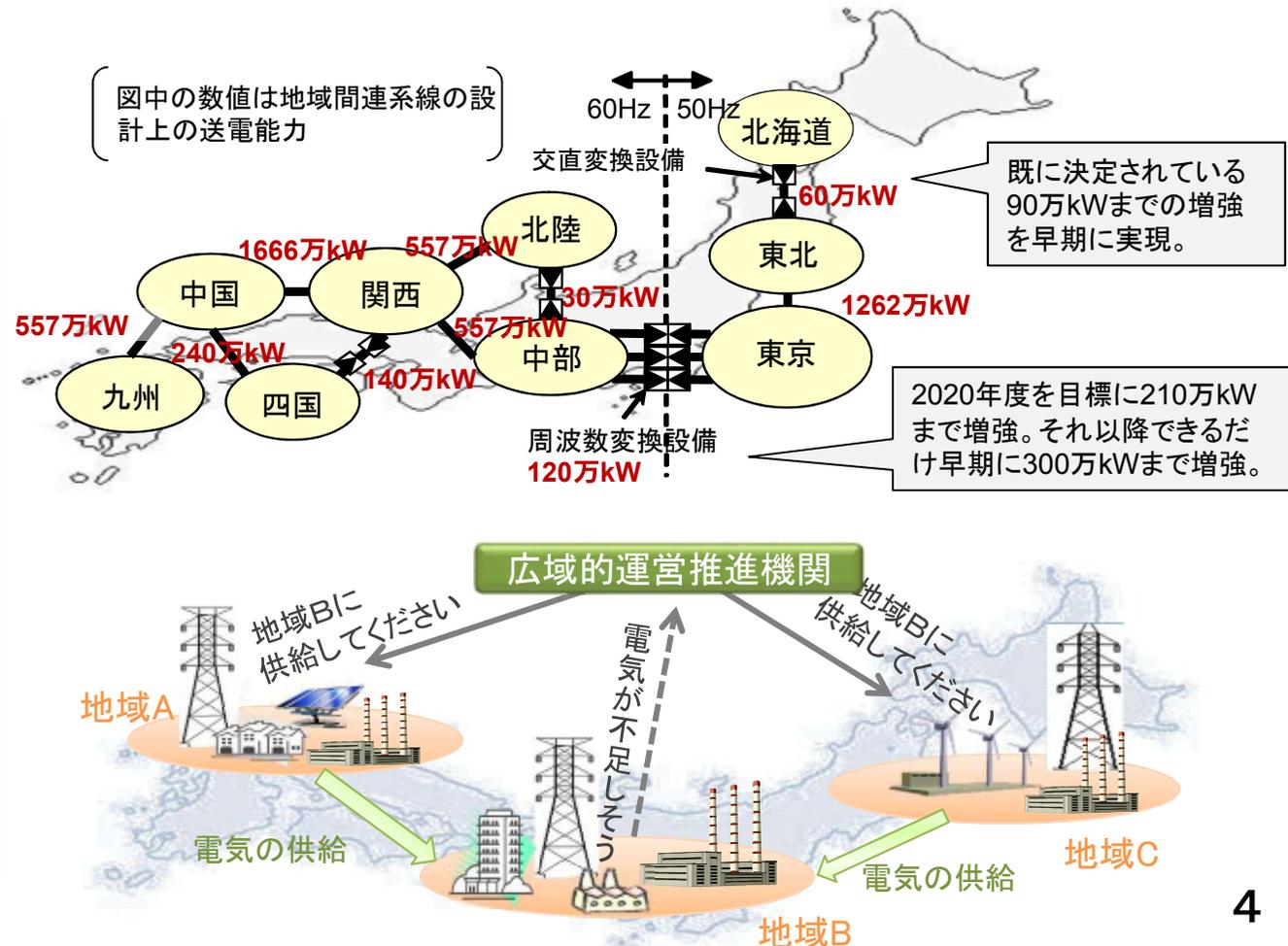
	実施時期	法案提出時期
【第1段階(第1弾改正)】 広域的運営推進機関の設立	平成27年(2015年)を目途に設立	平成25年(2013年)11月13日成立 (※第2段階、第3段階の実施時期・法案提出時期、留意事項を規定)
【第2段階(第2弾改正)】 電気の small 業への参入の全面自由化	平成28年(2016年)を目途に実施	平成26年(2014年)通常国会に法案提出
【第3段階(第3弾改正)】 法的分離による送配電部門の中立性の一層の確保、電気の small 料金の全面自由化	平成30年から平成32年まで(2018年から2020年まで)を目途に実施	平成27年(2015年)通常国会に法案提出することを目指すものとする

電力システム改革第1弾改正の内容②(広域的運営推進機関の創設)

1. 現行制度では、送配電網の整備計画策定や需給管理は、区域(エリア)ごとに行うことが原則であるが、広域的な運用を拡大するため、新たに広域的運営推進機関を創設する。
2. 広域的運営推進機関が計画やルールの方策に関与することにより、周波数変換設備等のインフラ増強が促されるとともに、北海道から東京に風力発電の電気を送るなど再生可能エネルギーの広域活用が進む。
3. また、需給ひっ迫時には、広域的運営推進機関が区域を越えた電気の供給(電力融通)や個別の発電所への焚き増しの指示をすることにより、停電が生じにくくなる。

広域的運営推進機関の業務内容

- ① 需給計画・系統計画を取りまとめ、周波数変換設備(FC)、地域間連系線等の送電インフラの増強や区域(エリア)を越えた全国大での系統運用等を図る。
- ② 平常時において、各区域(エリア)の送配電事業者による需給バランス・周波数調整に関し、広域的な運用の調整を行う。
- ③ 災害等による需給ひっ迫時において、電源の焚き増しや電力融通を指示することで、需給調整を行う。
- ④ 中立的に新規電源の接続の受付や系統情報の公開に係る業務を行う。



電力システム改革の工程表と第2弾改正の位置づけ

電事法第1弾改正法の規定(※)に基づき、第2弾改正(小売参入全面自由化等)について、平成28年目途に実施するための法案を、平成26年(2014年)通常国会に提出予定。

(※)附則11条第1項第1号：平成28年を目途に、電気の小売業への参入の全面自由化を実施するものとし、このために必要な法律案を平成26年に開会される国会の常会に提出すること。

法改正の工程

実施を3段階に分け、各段階で課題克服のための十分な検証を行い、その結果を踏まえた必要な措置を講じながら実行するものとする。

第1弾改正 (2013年臨時国会にて成立)

- ①広域的運営推進機関の設立
- ②プログラム規定 等

第2弾改正 (2014年通常国会)

- ①小売全面自由化
- ②一般電気事業制度の見直しに伴う各種関連制度整備

第3弾改正 (2015年通常国会を目指す)

- ①送配電部門の法的分離
- ②法的分離に必要な各種ルール(行為規制)の制定

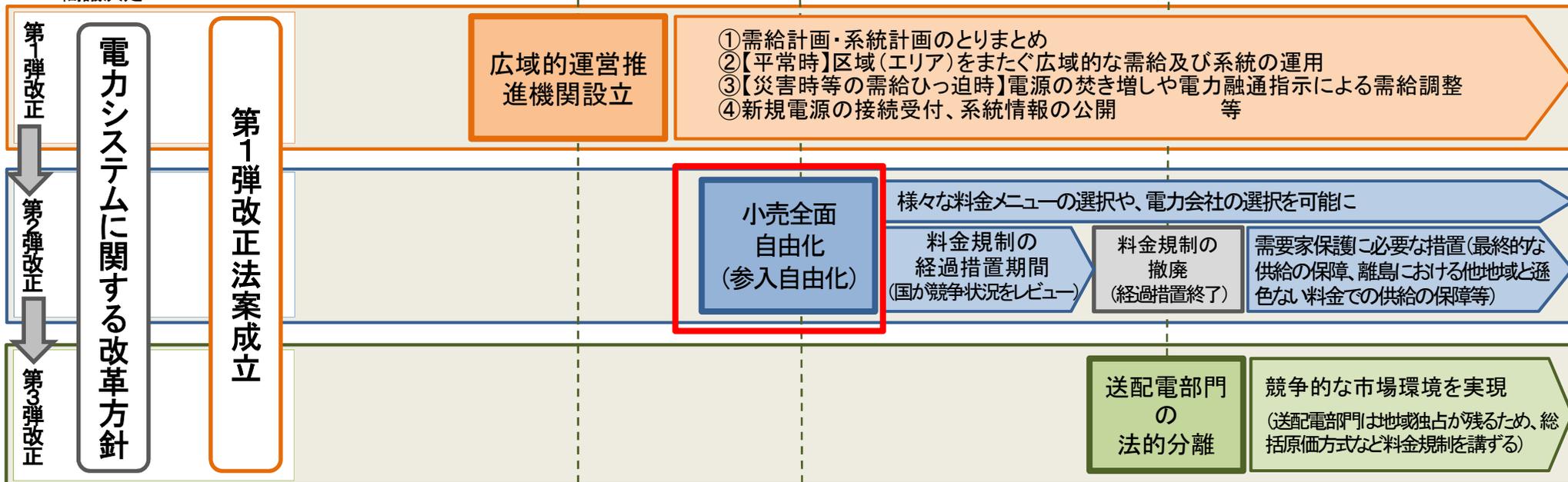
改革実施の工程

2013年4月2日
閣議決定
2013年11月13日

【第1段階】
(広域的運営推進機関の設置)
2015年目途

【第2段階】
(小売参入の自由化)
2016年目途

【第3段階】
(送配電の中立化、料金規制の撤廃)
2018~2020年目途



(※2015年目途:新たな規制組織)

ガスシステム改革の概要

Ministry of Economy, Trade and Industry

Kansai Bureau of Economy, Trade and Industry

Energy Policy Division

総合資源エネルギー調査会 基本政策分科会 ガスシステム改革小委員会開催経緯

回数	開催日	議 題
1回	H25.11.12	<ul style="list-style-type: none"> ◆ガス事業の将来性 <ul style="list-style-type: none"> ・天然ガスの魅力や、天然ガスを需要地に届けるガス事業の将来性をどう考えるか。 ◆ガスシステム改革の目的 <ul style="list-style-type: none"> ・ガスシステム改革の目的や改革に当たっての留意点は何か。資料6に掲げた4点につき追加すべき点、修正すべき点はあるか。 ◆検討の論点 <ul style="list-style-type: none"> ・ガスシステム改革の検討に際して資料6の5つのグループ分けを踏まえることが適当か。改革の論点として資料6に追加すべき点、修正すべき点はあるか。
2回	H25.11.28	◆ガス事業者からのヒアリング(グループ①:大手3社)
3回	H25.12.25	<ul style="list-style-type: none"> ◆ガス事業者からのヒアリング(グループ②) (1) 各ガス事業者からの説明 <ul style="list-style-type: none"> ・北海道ガス ・仙台市ガス局 ・静岡ガス ・広島ガス ・西部ガス ・日本ガス (2) 委員からの質問
4回	H26.1.30	<ul style="list-style-type: none"> ◆ガス事業者からのヒアリング(グループ③) (1) 各ガス事業者からの説明 <ul style="list-style-type: none"> ・東部ガス ・京葉ガス ・武陽ガス ・北陸ガス ・中部ガス ・大津市企業局 ・大分ガス (2) 委員からの質問

ガスシステム改革の目的と論点（案）

1. ガスシステム改革の目的

これまでのガス事業法の見直しにより、ガス導管網の整備、新たな事業者のガス事業への参加、さらにガス料金の低減と抑制には一定の効果があったと考えられる。その上で、ガス体エネルギー、とりわけ天然ガスの魅力が活かされる形で利用が拡大するように、ガスが低廉かつ安定的に供給され、消費者に多様な選択肢が提示されるガスシステム改革とするためには、以下の点を目的に据え、あるいは留意点とすべきではないか。

(1) 新たなサービスやビジネスの創出

ニーズを的確に捉える新たなサービスやビジネスを創出するためには、従来にない新しい発想がガス事業に提案されるようなシステム改革とすべきではないか。また、電力システム改革による電力小売の全面自由化が予定されているところ、これと相まってエネルギー間の相互参入を可能とし、さらには、エネルギー以外の事業との連携も生まれるような環境を整備すべきではないか。

(2) 競争の活性化による料金抑制

大口供給の実績に見られるように、競争の活性化を通じ、需要家の選択肢拡大と低廉な料金を実現することはガス事業においても可能である。その効果をさらに拡大するため、ガス事業者が独創的な経営戦略に挑み、成果が料金抑制の形で利用者に還元されるようなシステム改革とすべきではないか。

(3) ガス供給インフラの整備

ガス供給に必要なインフラ、とりわけLNG 受入基地や導管などの設備がなければ需要に応じてガスを速やかに届けることができない。ガス事業においてインフラ整備が積極的に取り組まれるよう、設備投資が着実に回収できるシステムとなるよう留意すべきではないか。

(4) 消費者利益の保護と安全確保

システム改革により、ガスを供給する側より情報や交渉力が不足する消費者の利益が損なわれないう留意すべきではないか。また、ガス事業者による長年の努力により構築された保安や災害対応の体制が損なわれず、十分に活かされるようなシステム改革とすべきではないか。

2. 検討の論点

1. の目的を実現するため、具体的には以下の論点について審議すべきではないか。

審議に当たっては、一般ガス事業だけで200 を超え、簡易ガス事業も含めると1,600 を超えるガス事業者を一律に扱うのではなく、ガスの調達・供給設備による分類(下表参照)や地域によるガス事業の特徴を踏まえるべきではないか。

	調達・供給設備の状況	事業者	販売比率(注)
①	多数のLNG基地と大規模導管網	東京ガス、大阪ガス、東邦ガス	70%
②	LNG基地1、2カ所 一定規模の導管網	北海道ガス、仙台市ガス、静岡ガス、 広島ガス、西部ガス、日本ガス	9%
③	導管による卸で調達	119事業者(うち公営22)	19%
④	タンクローリー・鉄道貨車による調達	81事業者(うち公営5)	2%
⑤	簡易ガス	1,452事業者	—(注)

(注) 販売比率は、都市ガスのみで算出。

(1) 小売の自由化範囲の拡大

- ① 小売市場における新たなサービス等の提供や、低廉な小売価格の実現を図る上で、小売自由化の範囲拡大をどう考えるか。
- ② エネルギーサービスの相互参入を可能とし、活力あるガス市場を創出する上で、どのような課題があるか。
- ③ 小売の自由化を拡大する際、利用者の利益を保護し、安全を確保するために、どのような措置を講じるべきか。

(2) 供給インフラのアクセス向上と整備促進

- ① 現行の託送サービスが一定の成果を上げていることを踏まえた上で、導管の利用しやすさを向上させるためにはどのような措置が必要か。
- ② LNG に依存する我が国の特徴も踏まえ、LNG 基地の新設や増設はどうあるべきか。また、電気事業者や石油元売事業者の基地も含めて、既存基地の第三者利用を進めていくためにはどのような措置が必要か。
- ③ ガス供給インフラの整備を引き続き促進するためにはどのような措置が適切か。また、災害時のバックアップ体制を確保するためにはどのような措置が必要か。

(3) 簡易ガス事業制度のあり方

簡易ガス事業制度は創設から 40 年を超えるが、この間の経済社会環境の変化やガス事業の状況変化を踏まえ、簡易ガス事業制度はどうあるべきか。